

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 中原 尚知

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

一 定義

この指示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

(一) 漁業者が漁業を営む場合

(二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

2 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号。以下「遊漁船業法」という。）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。

6 「遊漁船」 遊漁船業法第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 遊漁者によるくろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

三 遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1 遊漁者は、毎月一日から七日までの期間に日本海・九州西海域において採捕し、又は譲り受けたくろまぐろ（大型魚）について、船上又は陸上において所持してはならない。

2 遊漁者は、1に規定する期間以外の期間において、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げるいずれかに該当するときは、保持してはならない。

- (一) 一人当たり一月につき一尾を超えるとき
- (二) 一人当たり一年につき三尾を超えるとき

3 日本海・九州西海域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

4 遊漁者は、3の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四 遊漁船業者等によるくろまぐろ（大型魚）の所持の制限

遊漁船業者、遊漁船の船長又は遊漁船以外の船舶を運航する者（以下「遊漁船業者等」という。）は、三の1に規定する期間以外の期間において、日本海・九州西海域において採捕されたくろまぐろ（大型魚）を船舶一隻当たり一日につき二尾を超えて所持し、又は遊漁者に所持させてはならない。

五 報告

1 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日の当日中に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

- (一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）
- (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。以下同じ。）
- (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所
- (五) 採捕した海域

(六) 遊漁船を利用した場合は、その遊漁船の名称、遊漁船業法第三条第一項の規定に基づき登録を受けた都道府県名及び遊漁船登録番号（遊漁船業法第五条第一項第二号の規定する登録番号をいう。）

(七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号（小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第六条第二項に規定するものをいう。）又は船舶検査済票（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定するものをいう。）の番号

(八) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第 号の の、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 号の の及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 号の のに基づき交付される番号をいう。）

2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

六 遊漁者及び遊漁船業者等の責務

遊漁者及び遊漁船業者等は、漁業との調和を図り、秩序ある遊漁を実現するため、国及び地方公共団体が行う水産資源の管理その他の施策に協力するようにしなければならない。

七 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までとする。

八 その他

この指示の実施に必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則

この指示は、令和九年四月一日から施行する。